

YELL ながさき メールマガジン Vol.193 2023.5.31 配信

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/ / / / I N D E X / / / / / / / / / / / / / / / /

- ・ 支 援 情 報 …… 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内
- ・ 特 集 …… ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）のご案内
- ・ 6 月 の 予 定 …… YELL ながさき定期法律相談
- ・ 編 集 後 記 …… 五月晴れっていつ？

■ 支 援 情 報 — — — — —

◆子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

食品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の通知に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付金の支給が実施されます。

《支給対象者》

- ① 令和 5 年 3 月分又は 4 月分の児童扶養手当の支給を受けている方

(児童扶養手当受給者)

※令和5年2月28日まで(4月分の場合は3月31日まで)に児童扶養手当の申請をし、手当の支給があると認定を受けた方

②公的年金給付等を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(受給資格者)

※「公的年金給付等」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

※児童扶養手当の支給制限限度額を上回る場合は支給対象となりません。

③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(家計急変者)

★上記2又は3に該当する場合であっても、ひとり親世帯以上の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

《支給額》

児童1人当たり一律5万円

《申請方法》

1. 令和5年3月分または4月分の児童扶養手当受給者の方(申請不要)※5月31日(水)に児童扶養手当の指定口座へ振り込まれます。

2. 上記1以外の方(②受給資格者③家計急変者に該当する方)

申請が必要です。

・申請書に振り込み先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口に直接、または郵送でご提出ください。

・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込まれます。

■ 特 集 — — — — —

◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

「母子・父子自立支援プログラム」による支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して家賃の支払いを支援する制度です。

《貸付対象者》

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者（若しくは所得が児童扶養手当支給水準の世帯の者）
- ② 県又は市で実施している「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている者

《貸付金額》

- ・入居している住宅の家賃の実費（月額上限 4 万円）

※他の家賃支援の給付を受けている場合は、その差額になります。

《貸付期間》

- ・12 か月まで

《返還免除》

- ・本人の取組みの結果、安定的な就労につながった場合は、1 年間の就労継続後に返還を一括して免除されます。

《申込》

- ・随時可能（先着順）

詳しい情報はこちらから

http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/section/jinzai/jigyo/hitorioya_jyutakusien/

■ 6 月 の 予 定 —————

◆ 「YELL ながさき 定期法律相談」

6 月 21 日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は 鷺見 賢一 弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編 集 後 記 —————

◆ 五月晴れっていつ？

5 月付近によく聞く「五月晴れ（さつきばれ）」という言葉。

いつ使う、どんな晴れ方なの？と気になる方もいるのではないのでしょうか。

実は、元々は旧暦の 5 月に「梅雨の合間の晴れ」を指す言葉でした。つまり、5 月というより 6 月に使う言葉だったのです。しかし、その言葉通りの意味で「（新暦の）5 月晴れ」という意味で使われる、いわば誤用が広がりました。それが定着したことで、現在ではその使い方も正しいとされるようになり、辞書でもそのように記載されることが多くなりました。

俳句の季語としては「5 月晴れとするのは誤用」という考え方もありますが、基本的には 5 月の晴れた空を「五月晴れ」と表現して問題ありません。

最後まで読んでいただいてありがとうございました。

下記アドレスまでメールを送信ください<(_ _)>

【件名】メルマガ配信解除

////////////////////////////////////

◆ YELL (エール) ながさき

〒852-8108 長崎県長崎市川口町長崎西洋館 M2 階

■ ■ ■ ■ ◆ MAIL: yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

■ ■ ■ ■ ■ HP:<https://www.yell-nagasaki.jp/>

////////////////////////////////////

[illegible]